

最近の地方財政をめぐる諸課題



総務省

平成26年10月7日

総務省自治財政局調整課長

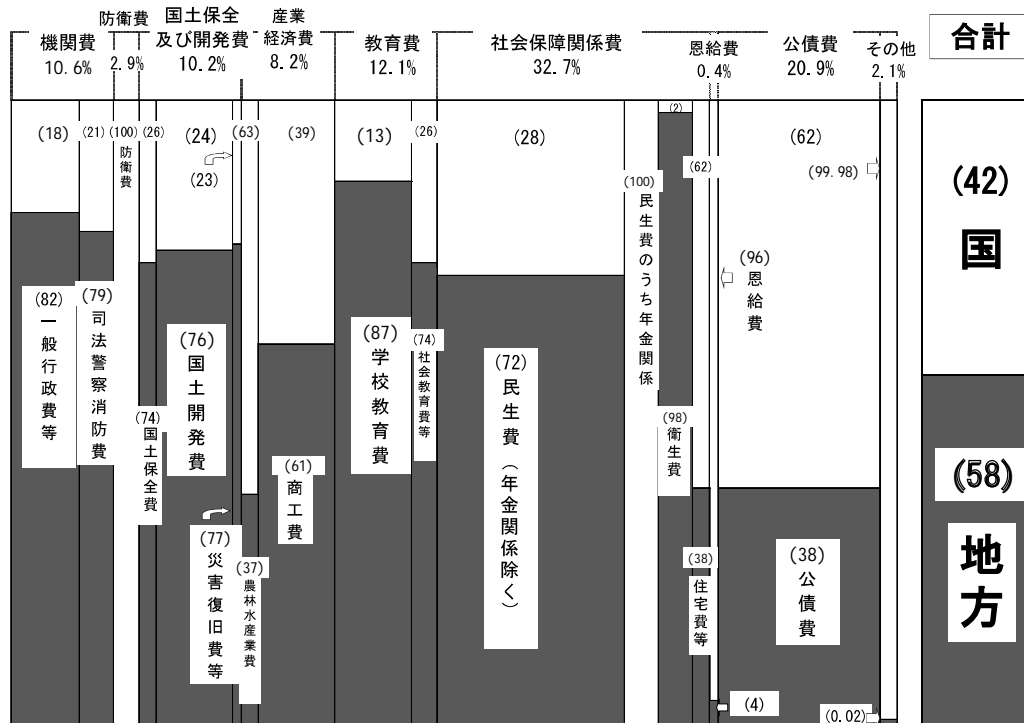
境 勉

1. 地方財政総論

地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3/5となっている。

○ 国と地方の役割分担（平成24年度決算）
 <歳出決算・最終支出ベース>



国と地方との行政事務の分担

分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	○高速自動車道 ○国道 ○一級河川	○大学 ○私学助成（大学）	○社会保険 ○医師免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通貨
道府県	○国道（国管理以外） ○都道府県道（国管理以外） ○二級河川 ○港湾 ○公有住宅 ○市街化区域、調整区域	○高等学校・特別支援学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成（幼～高） ○公立大学（特定の県）	○生活保護（町村の区域） ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
市町村	○都市計画等 ○市道 ○市河川 ○市港湾 ○市住宅 ○下水道	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護（市の区域） ○児童福祉 ○介護 ○上水 ○下水道 ○保健所（特定の市）	○戸籍基本台帳 ○住居 ○消防

（注）（ ）内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
 計数は精査中であり、異動する場合がある。

地方財政計画（通常収支分）の歳出の内訳

- ・ 国庫補助関連事業（約30.6兆円）、国が法令等で基準を設定しているもの（警察官や高校教員数など）、国が法令でその実施を義務付けているもの（戸籍、保健所、ごみ処理など）が、地方一般歳出の大部分を占めている。

地方財政計画（平成26年度）【83兆3,607億円】

（単位：億円）

		国費	地方費	その他
給与関係経費	補助	15,598		
	57,000		41,402	
203,414	地方単独			49,940
	146,414			96,474
一般行政経費	補助	77,750		
	173,976		96,226	
	332,194			2,341
	139,536			137,195
	国保・後期高齢者		地方費	
	15,182			
	地域の元気創造事業費		地方費	
	3,500			
地域経済基盤強化・雇用等対策費	11,950		地方費	
投資的経費	直轄・補助（公共事業等）	5,820		
	57,756	26,631	25,305	
110,035	地方単独			
	52,279			
公債費	130,745		地方費	
公営企業繰出金	25,612	企業債の元利償還に係るもの		16,132
		上記以外		9,480
その他	19,657			

補助等 56.9%

単独 43.1%

直轄事業負担金 5.3%

補助 47.2%

単独 47.5%

小中学校教職員等

地方警察官 20,792

消防職員 12,198

高校教職員 16,950

ケースワーカー、公立保育所保育士等の福祉関係職員等

生活保護、介護保険（老人ホーム、ホームヘルパー等）、後期高齢者医療、障害者自立支援など

警察・消防の運営費、ごみ処理、道路・河川・公園等の維持管理費、予防接種、乳幼児健診、義務教育諸学校運営費、私学助成、戸籍・住民基本台帳 など

都道府県財政調整交付金、保険基盤安定制度（保険料軽減分）、国保財政安定化支援事業

投資的経費（単独）はH17→H26の10年間で半分以下に縮減

清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、公立高校など

（注）その他には、小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独や補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関係する事業も含まれる。

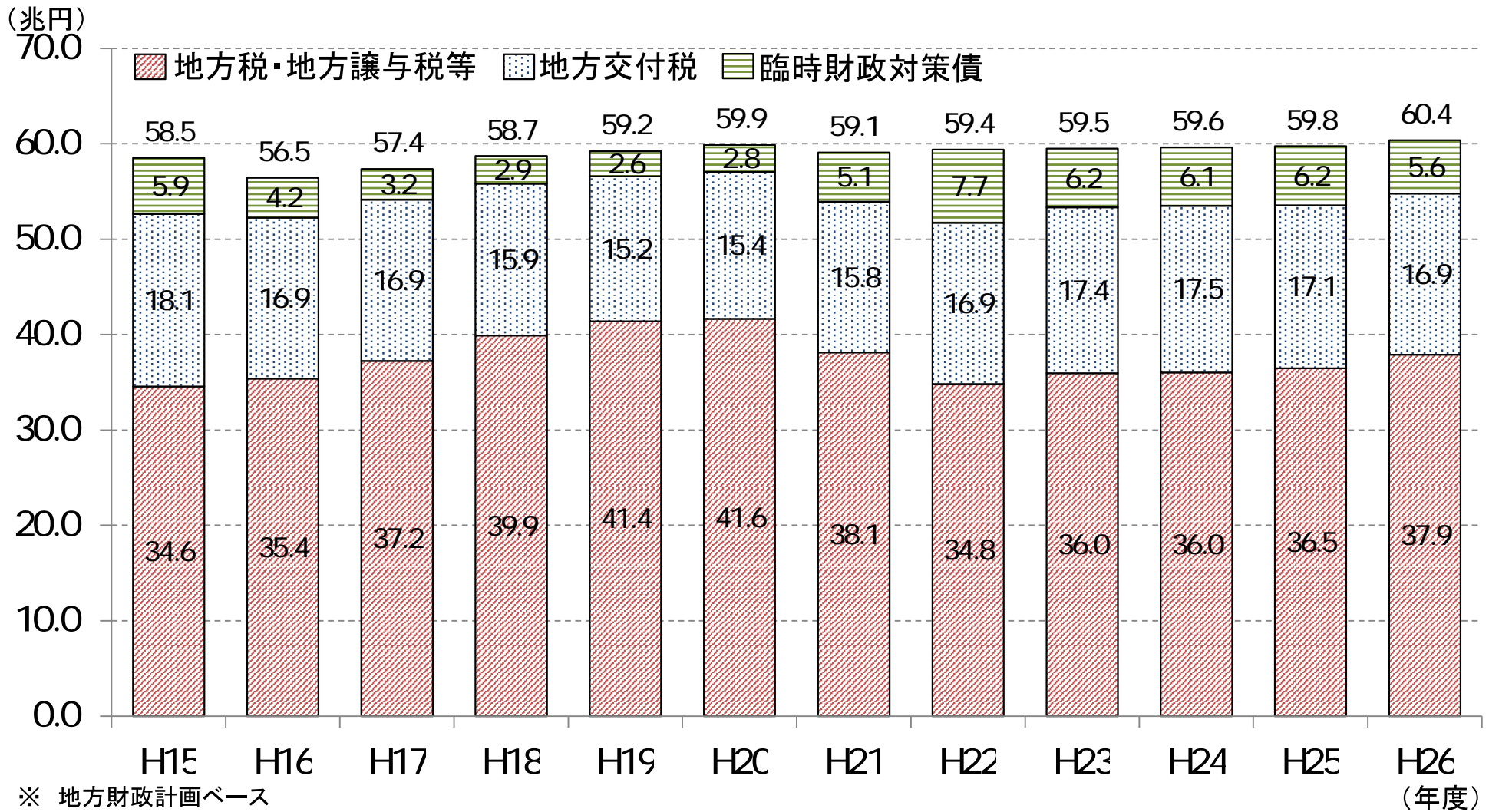
上下水道、病院（高度医療等）等

地方公務員約240万人のうち約80%は国が定員に関する基準を幅広く定めている教育・警察・消防・福祉関係職員 ※ 公営企業等会計部門職員除く

一般行政経費（単独）は社会保障など住民に身近な地方の様々な取組に対応

地方一般財源総額

○ 地方の一般財源総額については、近年は横ばいで推移。

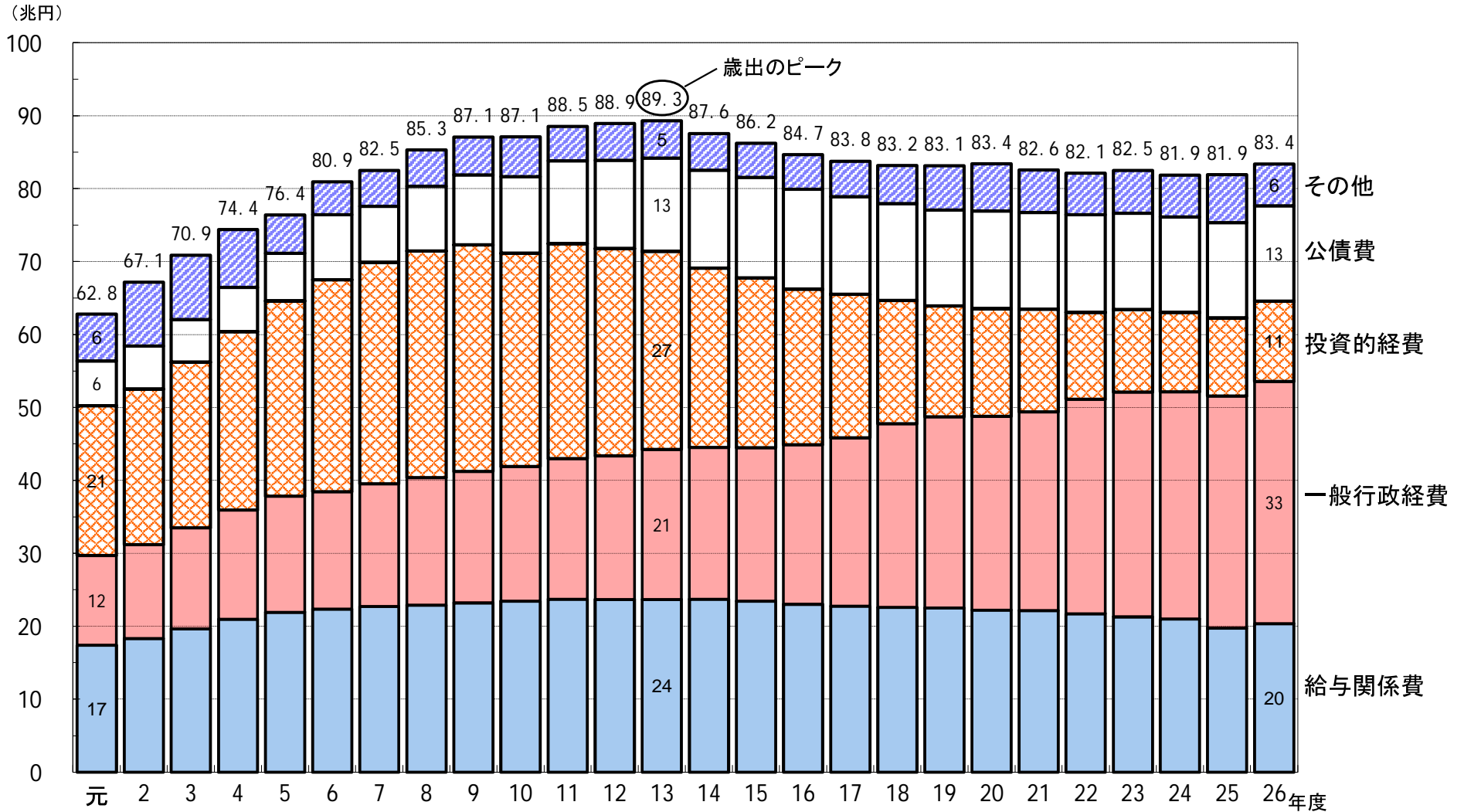


※ 地方財政計画ベース

※ 三位一体改革において、平成18年度に、国税から地方税へ約3兆円の税源移譲が行われた

地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、行政改革等により、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～（抄）

（平成26年6月24日閣議決定）

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

1. 経済再生と財政健全化の両立に向けた基本的考え方

経済再生なくして財政健全化はない。また、財政健全化なくして経済再生はない。このため、経済再生と財政健全化の好循環構築が不可欠である。財政健全化については、歳出・歳入両面の最大限の努力により、現下の著しく悪化した財政状況が経済再生の進展を損なうことがないようにするとともに、高齢化に伴って裁量的経費が相対的に縮減していく中で、より効果的に成長・発展に資する歳出となるよう重点化・効率化を図る。歳入面でも、成長志向型の税体系を目指していくという観点から取り組んでいく。

（当面の財政健全化目標に向けて）

国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

「中期財政計画」にのっとり歳出の徹底した重点化・効率化などの収支改善努力を継続し、まずは2015年度目標の着実な達成を目指す。

2020年度の基礎的財政収支の黒字化に向けては、2015年度予算編成等を踏まえ、具体的な道筋を早期に明らかにできるよう検討を進める。経済再生の進展を確かなものとしつつ、収支改善が可能なきにはできる限りの改善を図る。

2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

（3）地方行財政制度

（基本的な考え方）

経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。経済再生と財政健全化の両立を実現するためには、地域が自らの将来を見据え、地域の活性化、行財政サービスの効率化、公共施設等の統廃合、都市機能の集積化、財源確保に向けて、積極的に努力していくとともに、人口減少等の経済社会構造の変化に円滑に地方公共団体が対応できるような環境整備や地方財政の健全化に向けた取組を加速して進めていく。

(元氣な地方を創るための取組の推進)

「集約とネットワーク化」の考え方にに基づき、相当の人口規模と中核性のある都市が近隣市町村と有機的に連携し地域の活性化を図るため、地方中枢拠点都市圏や定住自立圏を形成し、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積、生活機能サービスの確保・向上といった取組を推進するとともに、条件不利地域における市町村・都道府県の連携の取組を推進する。また、広域化に伴う役割分担や費用分担の成功事例を分析し、横展開を促進する。

地方交付税において地域経済活性化の財政需要を算定する「地域の元氣創造事業費」を通じて、頑張る地方を息長く支援する。

(地方財政改革の推進)

「中期財政計画」に定められた方針に基づき、必要な地方の一般財源総額を確保しつつ、地方の税収動向等も踏まえて、できる限り早期に財源不足の解消を目指し、地方財政の健全化を図る。

歳入については、地域再生の進展を確かなものとしながら、地方税の増収を図る。また、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。歳出については、国の取組と基調を合わせ、地方財政計画の計上の見直しを行いつつ、必要な課題の財源を確保するなどメリハリを効かせて重点化・効率化を図る。

公営企業等については、公営企業の経営に係る新たな考え方や第三セクター等の経営改革に関するガイドラインを示すことを始め適切な支援を行い、公営企業・第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化を図る。

「公立病院改革プラン(5か年計画)」に基づく取組の成果を総務省・厚生労働省が連携して評価した上で、地域医療構想の策定に合わせ、今年度中に、新たな公立病院改革ガイドラインを策定する。

(地方財政の透明性・予見可能性の向上による財政マネジメントの強化)

以下の取組を促進し、地方公共団体に関する財政マネジメントの強化を図る。

- ・ 公共事業の施行状況について、地方公共団体の予算額、契約済額及び支出済額を四半期毎に公表するほか、一般行政経費等の決算状況の開示の充実を図るなど地方財政について分かりやすい情報開示を更に進める。
- ・ 各地方公共団体の財政状況が一層比較可能となるよう、統一的な基準による地方公会計の整備を促進する。あわせて、ICTを活用して、固定資産台帳等を整備し、事業や公共施設等のマネジメントも促進する。
- ・ 現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。
- ・ 公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点に立って、更新・統廃合・長寿命化など総合的かつ計画的な管理を行うため、各地方公共団体における「公共施設等総合管理計画」の策定を促進する。

第4章 平成27年度予算編成に向けた基本的考え方

2. 平成27年度予算編成の基本的考え方

平成27年度予算については、本基本方針、『日本再興戦略』改訂2014、「中期財政計画」を踏まえ、平成26年度予算に引き続き、民需主導の経済再生と財政健全化目標の双方の達成を目指し、無駄を排除し、厳しい優先順位付けを行い、メリハリのついた予算とする。

中期財政計画（抄）

平成25年8月8日 閣議了解

Ⅲ. 平成27年度(2015年度)の目標達成に向けて

1 基本的な取組

当面、平成27年度(2015年度)の目標達成に向けて、平成26年度(2014年度)及び平成27年度(2015年度)の国・地方を合わせた基礎的財政収支の改善に注力する。

平成27年度(2015年度)の目標達成のためには、民需主導の持続的成長が実現した経済の姿の下で、国・地方を合わせた基礎的財政収支を平成25年度(2013年度)から17兆円程度改善する必要がある。

(中略)

地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

2 歳出面・歳入面の取組

- 地方財政については、経済再生に合わせ、歳出特別枠等のリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要がある、歳入面・歳出面における改革を進めるほか、頑張る地方に対する支援を進める。

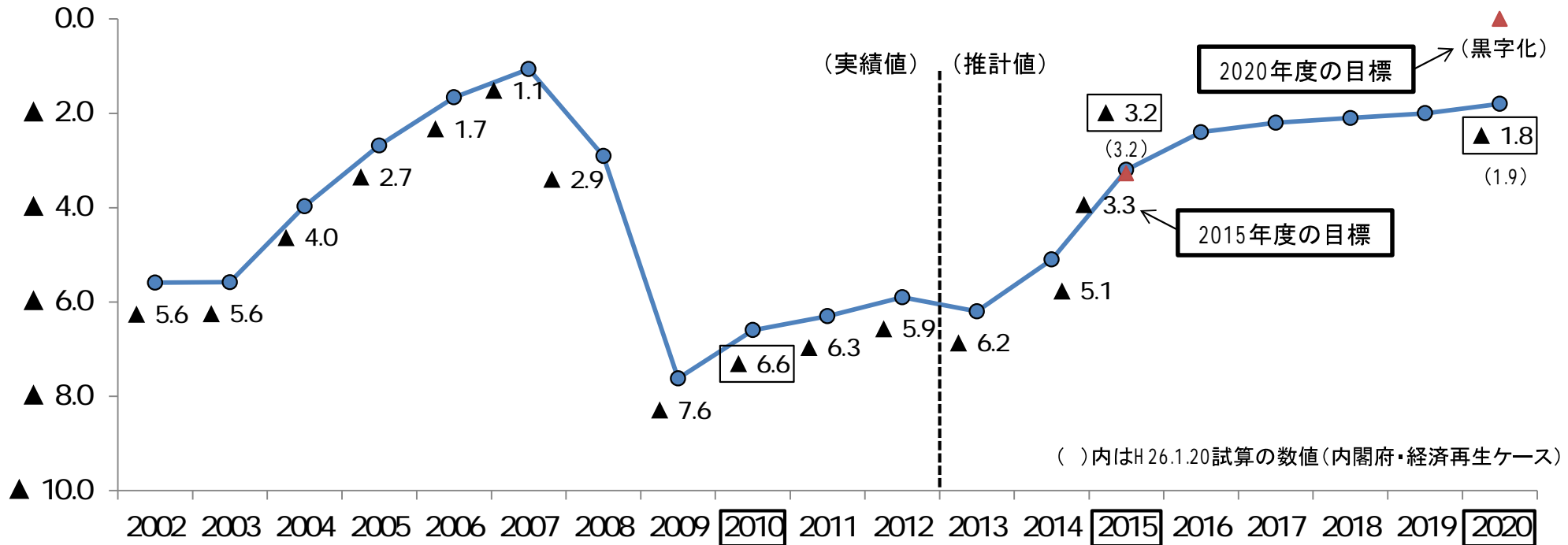
国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標

財政健全化目標

国・地方を合わせたプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

国・地方のプライマリーバランス(対GDP比)の推移

(「中長期の経済財政に関する試算」(平成26年7月25日内閣府)の「経済再生ケース」)



	2010年度	2013年度	→	2015年度(目標)	→	2020年度(目標)
プライマリーバランス (対GDP比)	▲31.7兆円 [▲6.6%]	▲29.7兆円 [▲6.2%]		▲17.1兆円 [▲3.3%]		黒字化

【通常収支分】

1. 地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化

- (1) 「経済財政運営と改革の基本方針2014」及び「中期財政計画」で示された方針を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。
- (2) 地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保。
- (3) 公共施設等総合管理計画の策定、ICTを活用した地方公会計の整備、公営企業会計の適用の拡大等により地方財政のマネジメントを強化するとともに、公立病院などの公営企業、第三セクター等の経営健全化を推進。

2. 地方の創生と人口減少の克服

我が国の喫緊の課題である地方の創生と人口減少の克服について、「地域の元気創造プラン」の推進によりアベノミクスの成果を全国津々浦々まで波及させるとともに、各府省の連携を強化し総合的に事業を推進する中で、地方団体が自主性・主体性を最大限に発揮できるようにするための地方財政措置を検討。

3. 合併後の市町村の姿に対応した地方交付税の算定

「平成の合併」による市町村の姿の変化に対応して、平成26年度に引き続き、市町村の財政需要を的確に把握した上で、順次地方交付税の算定に反映。

4. 地方税の充実確保

地方法人課税について、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する観点等から、外形標準課税の拡充や地域間の税源の偏在是正を進めるとともに、車体課税の見直しやふるさと納税の拡充等を進め、地方税を充実確保。

【東日本大震災分】

東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確実な確保

東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保。

平成27年度地方交付税の概算要求の概要

H27概算要求時公表資料

要求の考え方

- 「経済財政運営と改革の基本方針2014」及び「中期財政計画」で示された方針を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保
- 地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし16.0兆円を要求するとともに、交付税率の引上げを事項要求
- 東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保

要求内容

- (1) 経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていくことを基本として、地方の税収の動向等を踏まえた一般会計からの別枠の加算(0.5兆円)等を行う。なお、平成26年度から平成28年度における財源不足を折半で補填するルールに基づき、臨時財政対策特例加算(2.0兆円)を行う。
- (2) 平成27年度において、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるようにすることや、地方の創生と人口減少の克服に必要な財源を安定的に確保する必要があることから、交付税率の引上げを事項要求とする。
- (3) 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。
- (4) この概算要求は、仮置きの数であり、今後、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)附則第18条等に基づく消費税率等の引上げについての判断、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整する。

上記に基づく概算要求の姿

- 地方交付税(地方団体への交付ベース)
16兆450億円＋事項要求 (H26 16兆8,855億円)
(H26比 △8,405億円)
(参考)一般財源総額見込み 61.6兆円程度 (H26 60兆3,577億円)

平成27年度 地方財政収支見通し（仮試算）

H27概算要求時公表資料

（通常収支分）

（単位：兆円）

区 分		26年度 A	27年度 B	増減額 B - A	特記事項	
歳 出	給与関係経費	20.3	20.5	0.2	H26給与改定所要額（人事院勧告（平成26年8月））の増 社会保障費の増（自然増及び充実分等の増）	
	一般行政経費	33.2	34.2	1.0		
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	1.2	1.2	0.0		
	投資的経費	11.0	11.0	0.0	水準超経費の増等	
	その他	17.6	17.9	0.3		
		計	83.4	84.8	1.4	
歳 入	地方税等	37.8	39.9	2.1	「中長期の経済財政に関する試算」（内閣府）による名目成長率等を用いて試算	
	地方交付税	16.9	16.0	△ 0.8		
	国庫支出金	12.4	12.7	0.2	社会保障費の増	
	地方債	10.6	10.4	△ 0.1		
	うち臨時財政対策債	5.6	5.5	△ 0.1		
	その他	5.7	5.7	△ 0.0		
		計	83.4	84.8	1.4	
		一般財源	60.4	61.6	1.2	
	（水準超経費除き）一般財源	59.4	60.2	0.8	（交付団体ベース）	

2. 幼稚園に対する現行の地方財政措置

私学助成に対する交付税措置の概要（平成26年度）

「私立の学校の幼児、児童及び生徒の数」を測定単位とするもの

（細目）私立学校助成費

（細節）私立学校助成費

（単位 千円）

区 分	経 費	積 算 内 容		
(単独事業分) 負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	6,303,700	私立学校経常費補助 (内訳)		
		高等学校(全日制) 生徒1人あたり 276,100円 (通信制) 生徒1人あたり 57,300円 中学校 生徒1人あたり 262,800円 小学校 児童1人あたり 262,800円 幼稚園 園児1人あたり 155,100円		
		上記の単価の積算には、日本私立学校振興共済事業団補助(8/1,000)及び私立学校教職員退職金社団補助(36/1,000)を含む。		
		(高等学校(全日制)の単価には、授業料軽減分12,800円を含む) (幼稚園の単価には、地域における子育て支援事業充実分1,900円を含む)		
		(国庫補助事業分) 負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	1,156,925	私立高等学校等経常費助成 1,103,692
				地域における子育て支援事業充実分(1/2) 53,233
		歳 出 計 a	7,460,625	
		国 庫 支 出 金	1,130,309	私立高等学校等経常費補助
		歳 入 計 b	1,130,309	
		差引一般財源 a-b	6,330,316	

私学助成の単価及び総額

① 普通交付税単価と総額

区 分	22		23		24		25		26	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
高等学校	(258,400円) 253,400円	(3.3%) 2.1%	(262,900円) 255,900円	(1.7%) 1.0%	(266,400円) 257,300円	(1.3%) 0.5%	(271,000円) 259,900円	(1.7%) 1.0%	(276,100円) 263,300円	(1.9%) 1.3%
中学校	253,100円	2.1%	255,400円	0.9%	256,800円	0.5%	259,400円	1.0%	262,800円	1.3%
小学校	253,100円	2.1%	255,400円	0.9%	256,800円	0.5%	259,400円	1.0%	262,800円	1.3%
幼稚園	146,800円	1.7%	148,600円	1.2%	149,400円	0.5%	150,900円	1.0%	153,200円	1.5%
総 額	5,442億円	1.9%	5,503億円	1.1%	5,549億円	0.8%	5,614億円	1.2%	5,716億円	1.8%

※()書きは高等学校の授業料軽減費補助を含んだ単価である。

② 国庫補助単価と総額

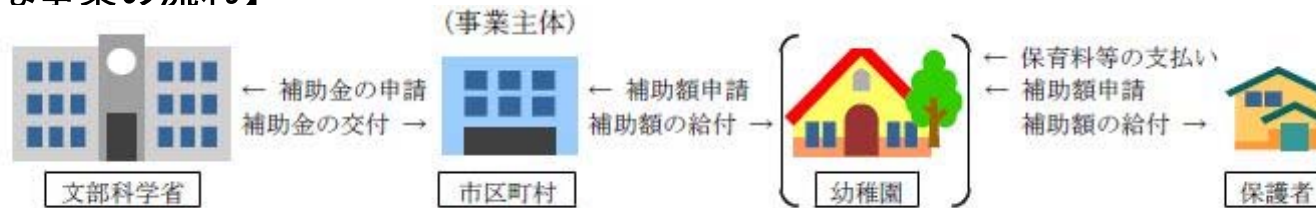
区 分	22		23		24		25		26	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
高等学校	52,743円	0.0%	52,905円	0.3%	52,958円	0.1%	53,329円	0.7%	53,702円	0.7%
中学校	45,772円	0.0%	46,087円	0.7%	46,133円	0.1%	46,456円	0.7%	46,781円	0.7%
小学校	44,116円	0.0%	44,487円	0.8%	44,531円	0.1%	44,843円	0.7%	45,157円	0.7%
幼稚園	22,587円	0.0%	22,619円	0.1%	22,642円	0.1%	22,800円	0.7%	23,005円	0.9%
総 額	999億円	-3.9%	1,002億円	0.4%	1,003億円	0.1%	1,022億円	1.9%	1,040億円	1.8%

幼稚園就園奨励費補助の概要

1. 事業の概要

保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図ることを目的として、保育料等を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、国が所要経費の一部を補助する。
(市区町村負担分については地方交付税措置)。

【一般的な事業の流れ】



2. 補助率等

26年度：国費 339億円

	国補助率	区分
①	1 / 3	②、③以外の一般市町村
②	1 / 4	特別区
③	1 / 4	財政力指数の3か年平均が1.00を超える指定都市



市区町村負担分
①2/3、②③3/4 について
地方交付税措置

幼稚園就園奨励費補助の超過負担

1. 概要

- ・ 幼稚園就園奨励費補助金は国の子ども・子育て施策関係予算として位置付けられているが、補助要綱に基づく国の補助額と実績額に乖離が生じており、地方の超過負担が生じている。
- ・ 総務省は、毎年、各府省に対して概算要求に当たり留意又は改善すべき事項について申入れを行っており、今年度も文部科学省へ幼稚園就園奨励事業等の地方の超過負担の解消を申し入れている。

2. 超過負担の状況

(単位:億円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
①補助要綱に基づく事業額	814	802	924	918	942
②補助要綱に基づく補助額(1/3)	264	293	299	296	304
③国庫補助額	204	204	212	216	235
④地方超過負担額(②—③差引額)	60	89	87	80	69
⑤交付率(③/②×100%)	77.3	69.6	70.9	73.0	77.3

3. 総務省の対応

【平成27年度の地方財政措置についての文部科学省への申入れ】

幼稚園就園奨励事業、特別支援教育就学奨励事業及び教育支援体制整備事業については、国予算の不足による地方公共団体の超過負担が生じており、事業の執行に支障を来しているため、事業の適正かつ円滑な実施と健全な財政運営を確保するため、所要の国費を確保し、超過負担の完全解消に格段の努力を払わねばならないこと。

特に、幼稚園就園奨励事業については、超過負担が恒常的に発生してきたが、子ども・子育て支援新制度の施行時までには超過負担を確実に解消することとなっていることから、その完全解消を行うこと。

3. 子ども・子育て支援新制度 （幼稚園を中心に）

子ども・子育て支援新制度の主なポイントと検討状況

1. 子ども・子育て支援新制度の施行時期等

- 自公民3党合意を踏まえ、**子ども・子育て関連3法が成立**（平成24年8月）。
⇒ **幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進**
- **消費税10%への引上げによる財源のうち0.7兆円程度**を新制度に充当。
- 消費税10%引上げ時期を踏まえ、新制度は早ければ**平成27年4月の本格施行を予定**。

2. 学校教育・保育の給付の一体化や市町村の責務等

- 新制度では、認定こども園・幼稚園・保育所による、就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付を、**市町村が支給する施設型給付として一体化**するとともに、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、**地域のニーズを反映させた子ども・子育て支援事業計画を策定し、主体的に給付・事業を実施**。
※ 新制度に移行するか否かは各私立幼稚園が判断することとなる。新制度に移行する私立幼稚園は、現行の都道府県による私学助成から、市町村による施設型給付へと財政措置の主体が変更となる。
※ 市町村は、新制度の実施主体として、①地域の幼児教育・保育等に係るニーズの十分な把握、②幼稚園や保育所等の事業者との連携、③適切な給付や事業の実施を行うことが責務とされている。

3. 検討状況等

- 幼稚園・保育所等の事業者への参考として、所管省庁から、5月26日に、**新制度における施設型給付（実質的には運営費補助）の給付単価等（公定価格）の見込み（仮単価）**が示されたところ。
- **仮単価は消費税10%への引上げを前提とした平成29年度の見込み**であり、来年度の給付・財政措置等については、施設の移行見込み調査等も踏まえ、**平成27年度予算編成過程において調整**。

子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」項目（案）

- 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に1兆円超の範囲で実施する事項の案。
- 政府の子ども・子育て会議等の議論を経て整理されたもの。

	量的拡充	質の改善 ※2
所要額	0.4兆円程度 ※1	0.3兆円程度～0.6兆円超程度
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ●認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) △1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1) △4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%～5%) ◎小規模保育の体制強化 ◎減価償却費、賃借料等への対応 など
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの充実 ○一時預かり事業の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	<ul style="list-style-type: none"> ●社会的養護の量的拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ◎児童養護施設等の職員配置基準の改善 ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設の職員給与等の改善 など

量的拡充・質の改善 合計 0.7兆円程度～1兆円超程度

※1 「量的拡充」のための所要額は、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込まれた「量の見込み」「確保方策」の実現に要する費用であり、最終的には、市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げにより計算されるもの。現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、現時点では、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算。

※2 「質の改善」の事項のうち、◎は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。○は一部を実施する事項、△はその他の事項

- 平成27・28年度においては、「消費税率引き上げによる増収額」及びそのうち「子ども・子育て支援の充実」に充てる額は、各年度の予算編成過程を経て決定。
- 新制度の国会審議を通じて、子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、その確保に最大限努力することとしている。

安定財源の確保

○ 社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分) (抄)

(平成24年6月15日 民主党・自由民主党・公明党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者間会合)

二. 社会保障改革関連5法案について

(1) 子育て関連の3法案の修正等

⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。

○ 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努めるものとする。

⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するものとする。

○ 子ども・子育て支援法

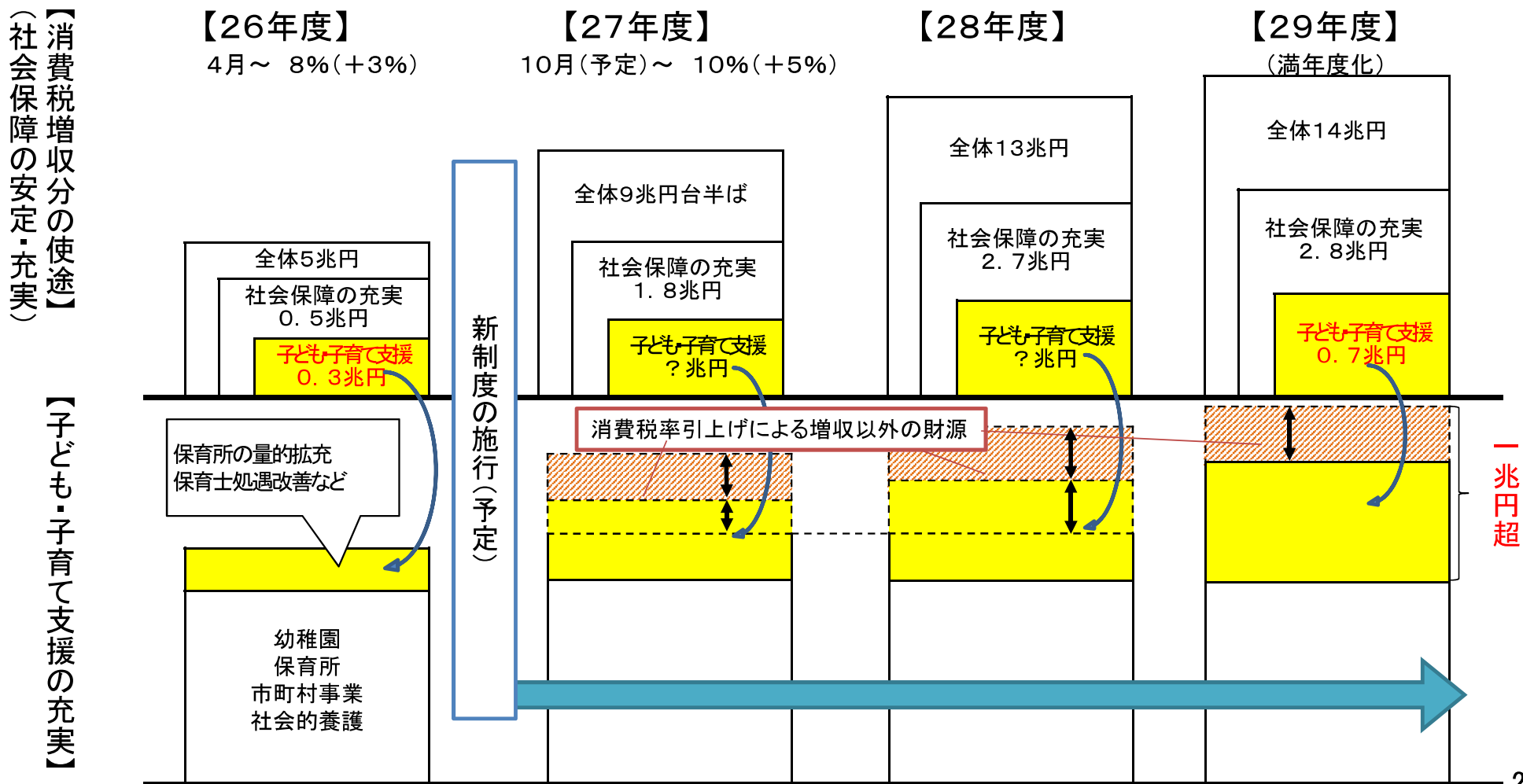
附 則

(財源の確保)

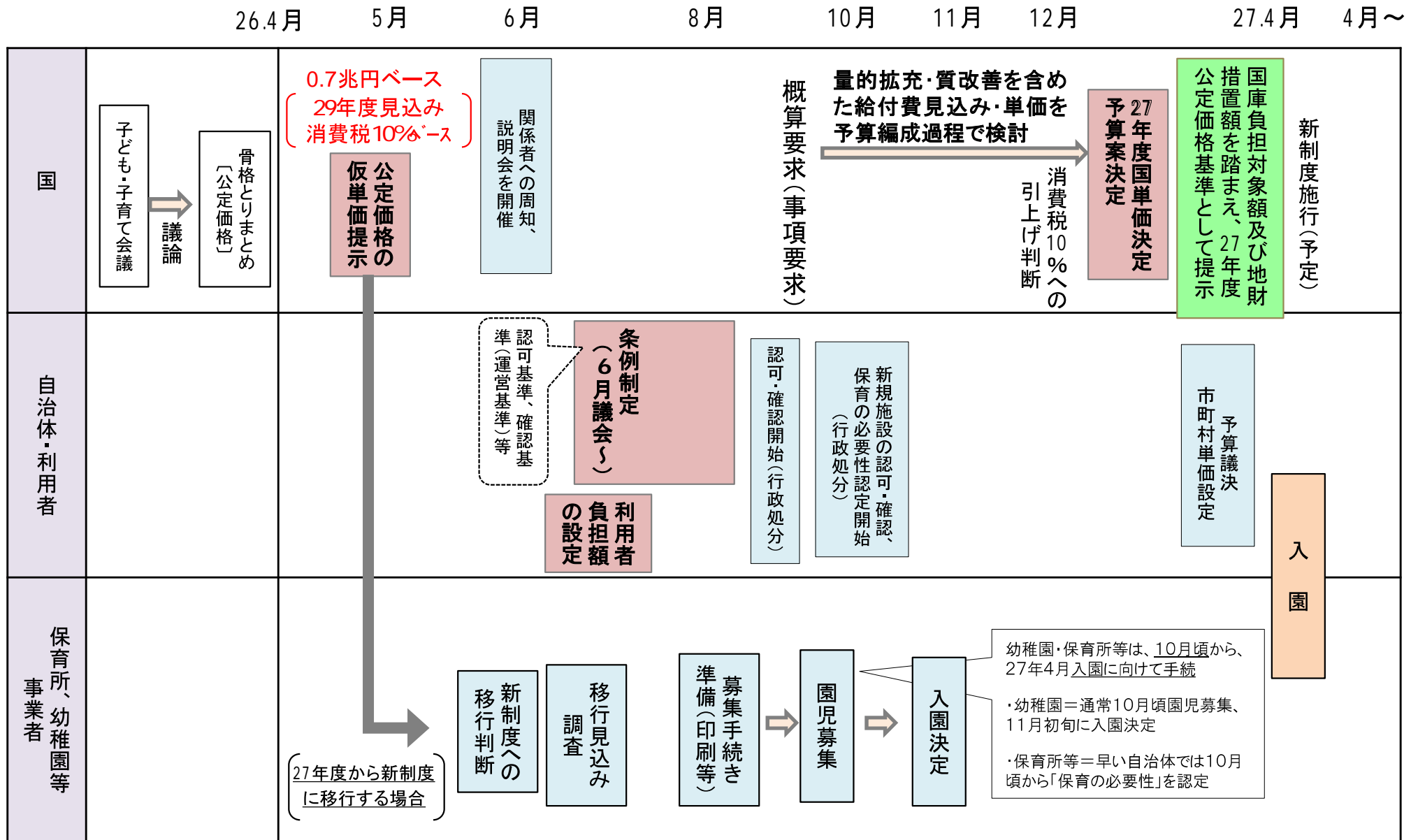
第3条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

消費税率引き上げによる増収による子ども・子育て支援の充実（イメージ）

- 平成26年度～28年度は、それぞれの予算編成過程で、消費税率引き上げによる増収の見込みと充実分（量拡充、質改善）へ充てる額が決定される。
- 消費税率引き上げによる増収以外の財源の取扱いについても、同様に、各年度の予算編成過程で検討・決定される。



新制度の施行に向けた想定スケジュール



子ども・子育て支援新制度について

【目的】

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供(幼保一体化)
 - ・幼保連携型認定こども園の改善(認可・指導監督の一本化等)
 - ・就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付を一体化(施設型給付の創設)
- 地域の子育て支援の充実
 - ・家庭的保育などの小規模な保育の活用などにより、子どもに必要な保育を提供(地域型保育給付の創設)
 - ・市町村が地域の声を聞きながら、子育ての相談など子育て支援を充実
- 待機児童対策の推進
 - ・幼保連携型認定こども園を中心に、小規模保育、家庭的保育など、多様な保育の充実等により保育を量的に拡大

【現行】

	認可主体	財政措置
幼稚園	都道府県	私学助成(都道府県) 幼稚園就園奨励費補助(市町村)
保育所	都道府県、指定都市、 中核市	保育所運営費負担金(市町村)
認定こども園	都道府県	私学助成(都道府県) 幼稚園就園奨励費補助(市町村) 保育所運営費負担金(市町村)
認可外・ 小規模保育等	—	一部、奨励補助金あり



【新制度】

	認可主体	確認主体	財政措置
幼稚園	都道府県	全ての市町村	施設型給付 (市町村)
保育所	都道府県、指定都市、 中核市		
認定こども園	(幼保連携型の認可) 都道府県、指定都市、 中核市 (幼稚園型等の認定) 都道府県		
地域型保育	全ての市町村		地域型保育給付 (市町村)

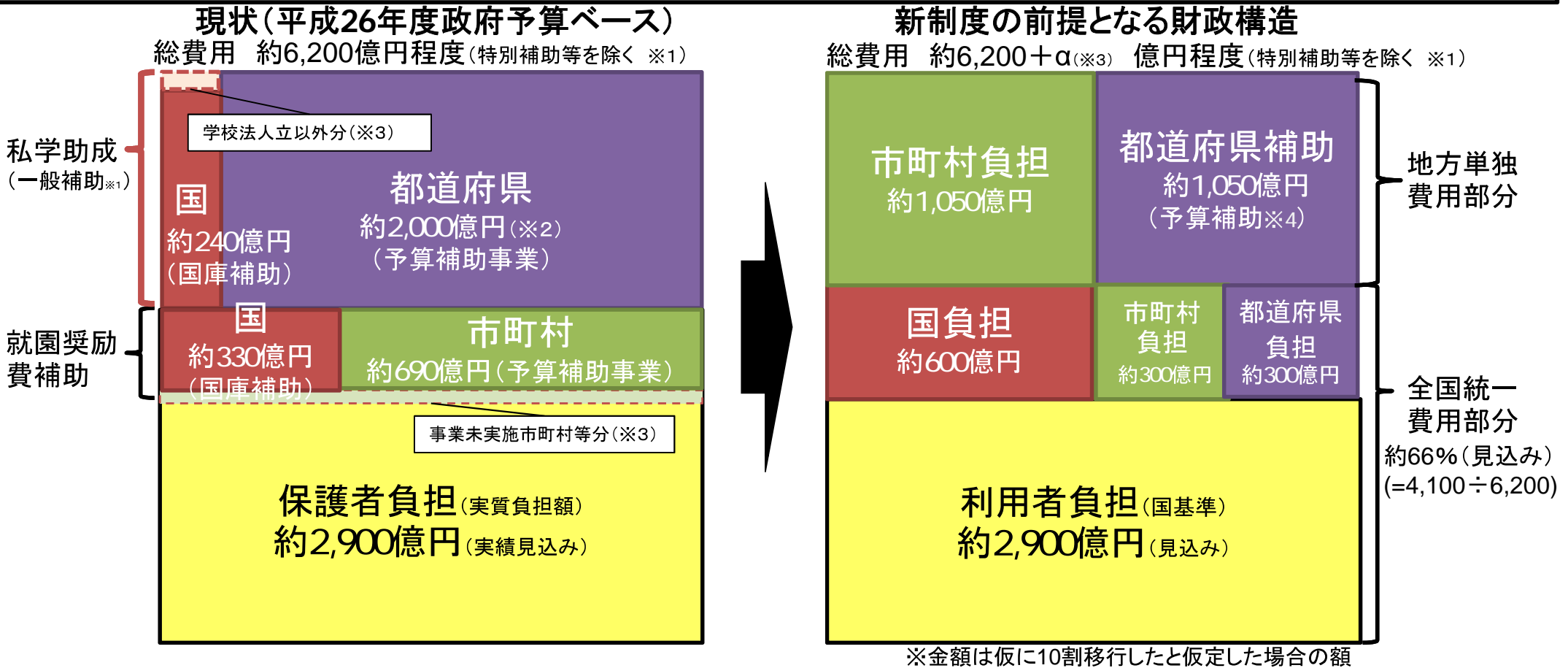
【新制度で設ける給付と事業】(国と地方の負担割合)

(国と地方の負担割合)

子ども・子育て支援給付 (個人に対する給付として実施)	義務的現金給付	・児童手当	2:1
	義務的現物給付	・施設型給付(幼保連携型認定こども園等への給付) ・地域型保育給付(小規模保育、家庭的保育等への給付)	1:1
地域子ども・子育て支援事業 (市町村の事業として実施)	裁量的現物給付	・地域子ども・子育て支援事業(地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等)	1:2

私立幼稚園の財政構造の変化(1)(質改善前ベースの基本的考え方)

- 新制度における質改善前の教育標準時間認定子どもに対する公費助成の財政構造は、現行の私立幼稚園に係る水準(総費用額、公費・私費の割合、国費・地方費の割合)と同じ水準を前提として公定価格、利用者負担、国費負担割合等を設定。
すなわち、全ての私立幼稚園が新制度に移行した場合を想定した財政構造とする予定であり、この場合、全国统一費用部分は概ね66%となる見込み。(なお、新制度では、学校法人格の有無を問わず全ての私立幼稚園が公費助成の対象となることや全ての市町村において国の補助基準に従った利用者負担設定を行うことに伴う公費負担増が必要となるが、これは、基本的に、量拡充で対応する予定。)
- また、新制度に移行しない私立幼稚園については、現行どおりである。毎年度の予算において、新制度への移行見込み等を踏まえ、新制度の予算(内閣府)と私学助成等の予算(文部科学省)とを切り分けて積算することとなる。



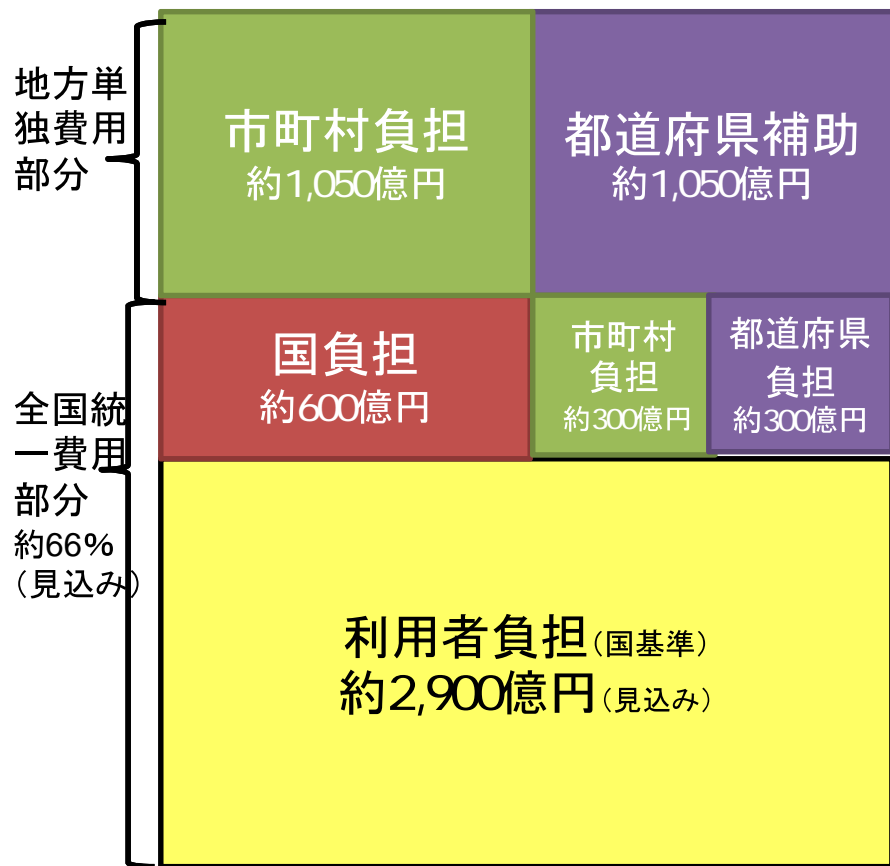
※1 私学助成のうち、一般補助のうち的一种免許状、財務状況改善や特別補助(子育て支援(預かり保育)、特別支援など)については、引き続き、私学助成の対象とする方向で検討中。
 ※2 地域における子育て支援事業充実分を除き、私学団体への補助を含む。なお、私立学校経常費補助に係る地方財政措置は、学校法人格の有無を問わず全ての私立幼稚園の園児を対象に算定。
 ※3 新制度移行に伴い必要となる公費増であり、基本的に、量拡充により確保予定。
 ※4 新制度の図のうち、「国負担・都道府県負担・市町村負担」の部分は法律上の負担が規定されている。単独費用部分の都道府県補助は、各都道府県において補助事業の創設が必要。

私立幼稚園の財政構造の変化(2)(質改善、公定価格単価との関係)

○ 質改善については、平成27年度以降実施されるが、全国统一費用部分の公費により反映することとなっている。従って、毎年度の質改善の反映状況(=単価の設定状況)に応じて、全国统一費用部分の割合が引き上がることになる。

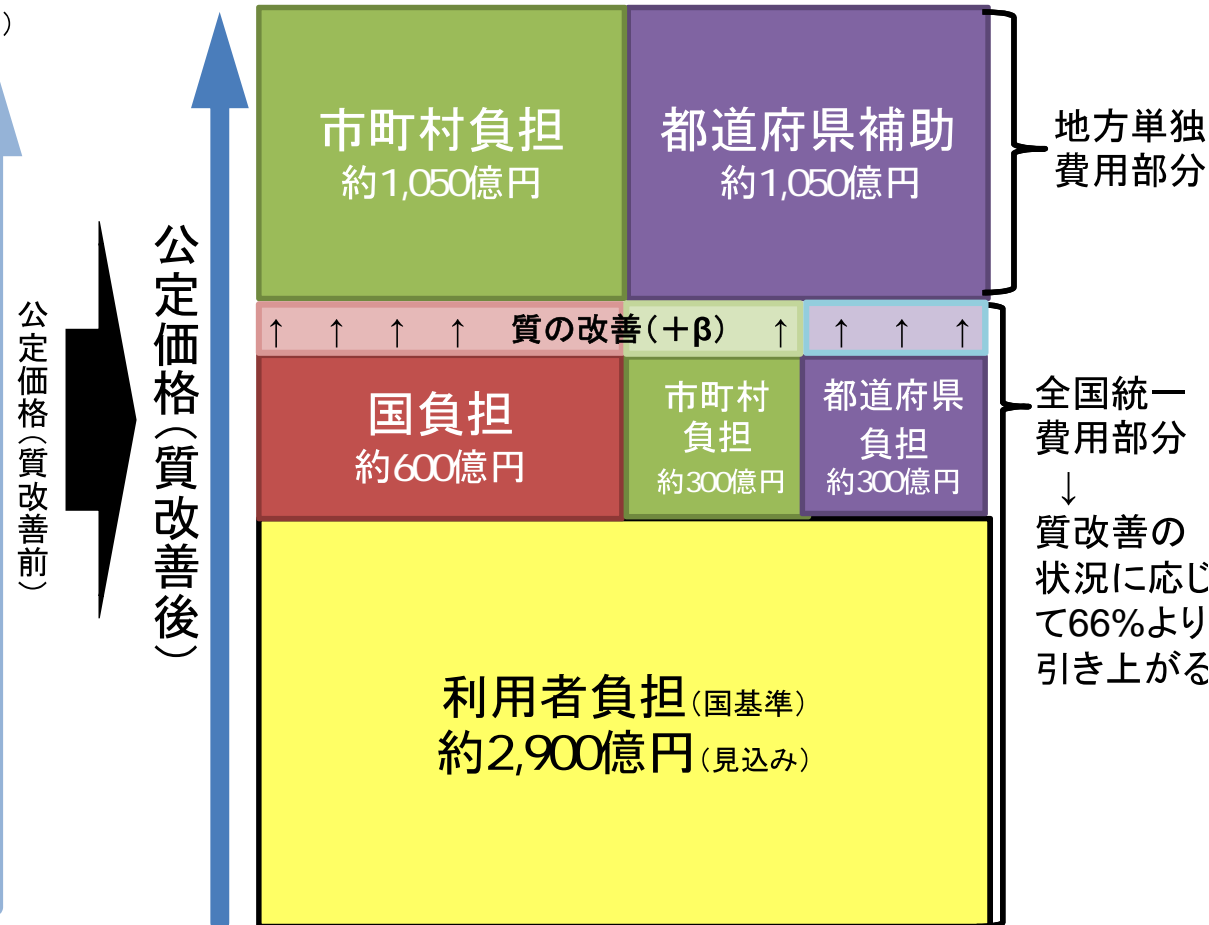
新制度の前提となる財政構造 (施設型給付・質改善前)

総費用 約6,200 + α (※3) 億円程度(特別補助等を除く ※1)



新制度の施設型給付(質改善後)

総費用 約6,200 + α (※3) + β 億円程度(特別補助等を除く ※1)



※金額は仮に10割移行したと仮定した場合の額

- ※1 私学助成のうち一般補助のうち一種免許状、財務状況改善や特別補助(子育て支援(預かり保育)、特別支援など)については、引き続き、私学助成の対象とする方向で検討中。
- ※2 地域における子育て支援事業充実分を除き、私学団体への補助を含む。なお、私立学校経常費補助に係る地方財政措置は、学校法人格の有無を問わず全ての私立幼稚園の園児を対象に算定。
- ※3 新制度移行に伴い必要となる公費増であり、基本的に、量拡充により確保予定。

新制度の施設型給付費と国・都道府県・市町村の財政負担

- 利用者負担について、市町村が国基準よりも軽減する場合は、その分施設型給付費が増額となるが、当該財源は市町村の財源(市町村負担)となり、各園にとっては、保護者から徴収する額が、給付費として代理受領する形に切り替わる。
- 国・都道府県の負担金は、国基準からの軽減措置の有無等に関わらず、国の定める利用者負担基準に基づき算定する。

施設型給付と利用者負担

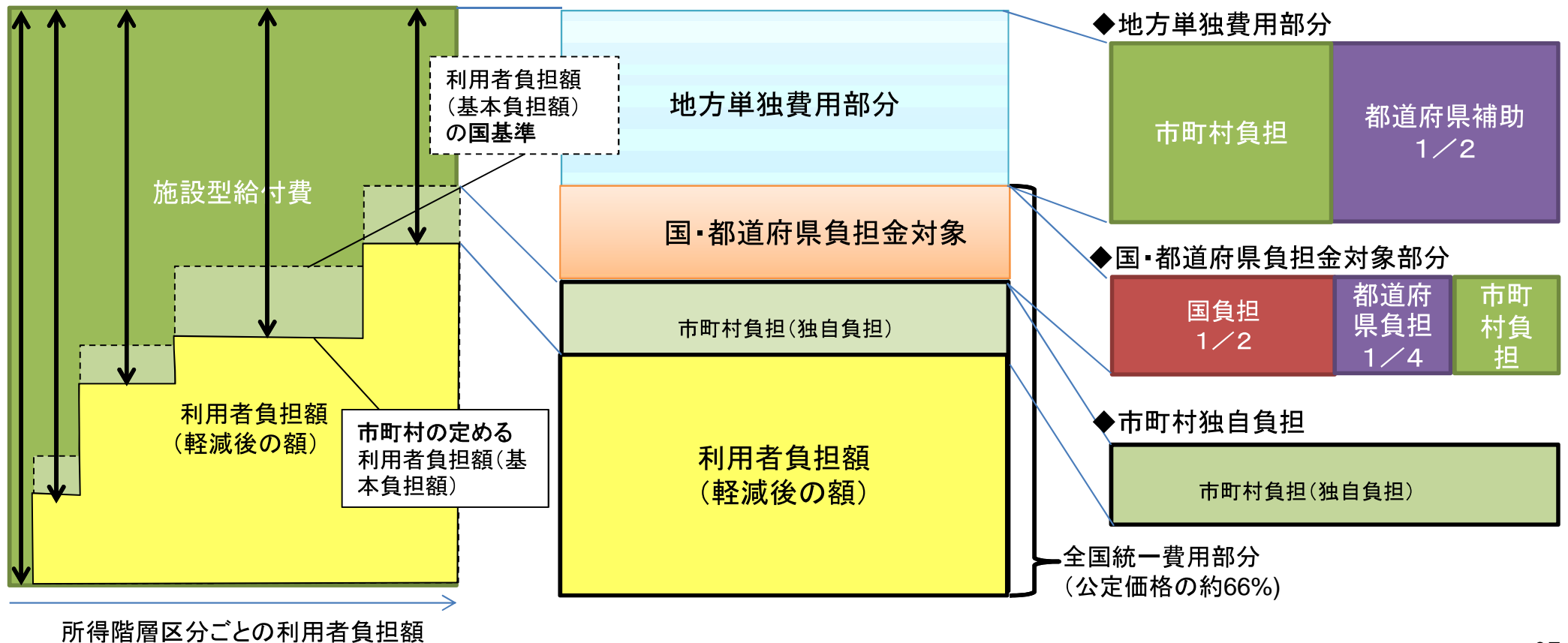
- 利用者負担額(基本負担額)を国基準よりも軽減する場合、当該軽減した利用者負担額と公定価格との差額がそれぞれの子どもの施設型給付費額となる。
- 従って、所得階層により、給付費額及び利用者負担額が異なる。

全国统一費用部分と地方単独費用部分

- 全国统一費用部分は、国基準の公定価格に対する定率(全国统一の率)で設定予定であるが、国・都道府県の負担金(公費)の対象となるのは、国基準の利用者負担額(基本負担額)を控除した額となる。

公費負担割合

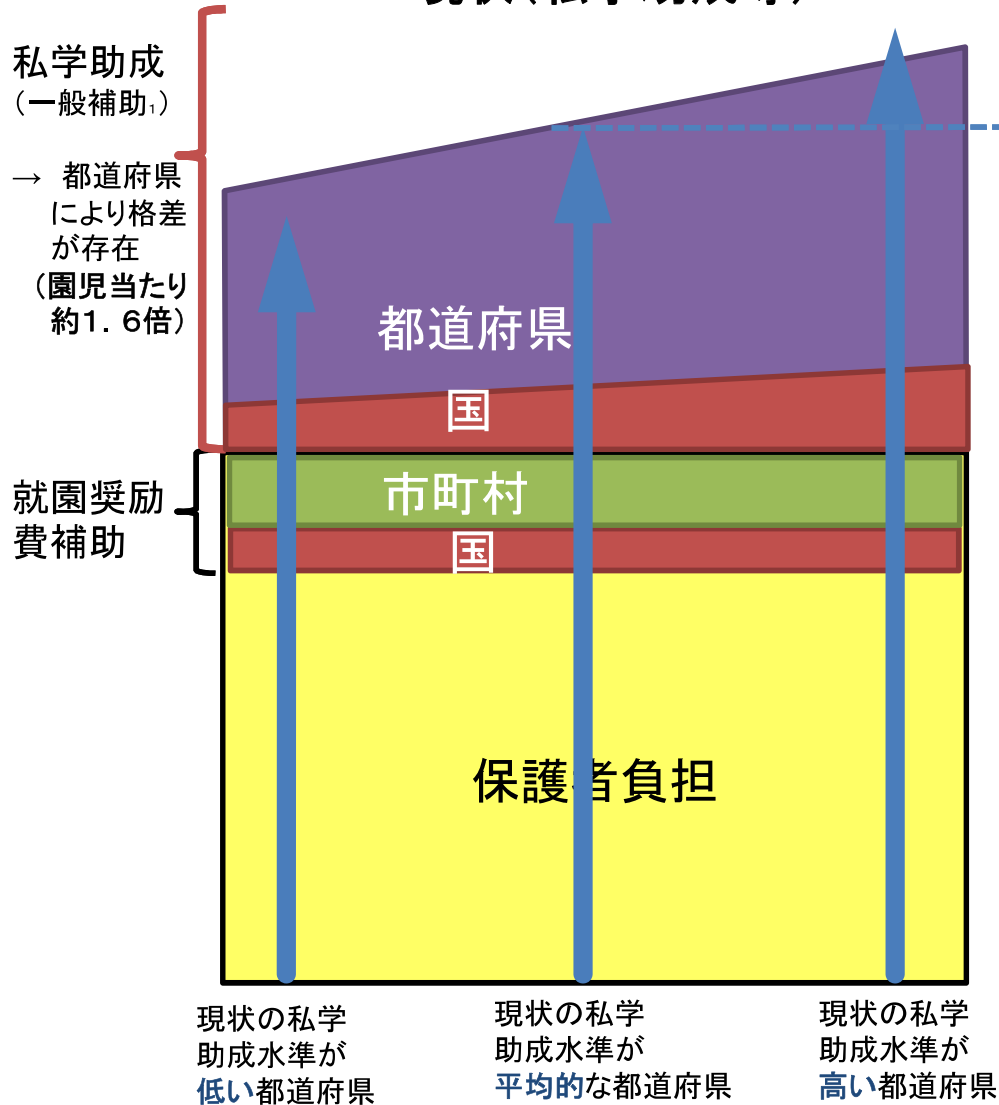
- 地方単独費用部分については、その1/2を都道府県が補助することを想定。
- 国・都道府県負担金対象部分については、その1/2を国負担、1/4を都道府県負担とすることを想定。
- なお、都道府県負担と都道府県補助を予算上一体として交付することは差し支えないものと考えている。



私立幼稚園の財政構造の変化(3)(都道府県による格差)

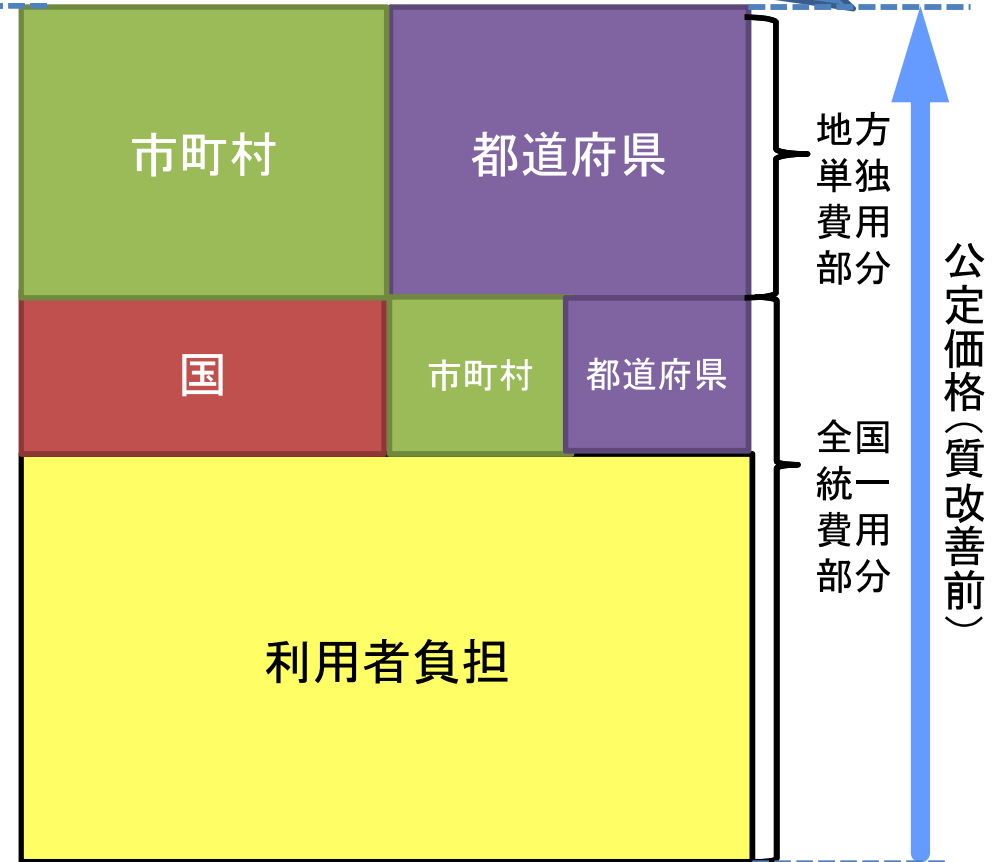
- 現状の私立幼稚園への財政支援の水準は、都道府県等により格差があるが、新制度における国が設定する財政支援(公定価格)の水準は、地方単独費用部分も含め、全国的水準を前提として、公定価格の基準設定及び地方財政措置を講ずる。
- 具体的な地方財政措置のあり方については、関係省庁と調整中。

現状(私学助成等)



新制度の施設型給付

新制度の財政支援の水準(国の公定価格)は、現状の全国的水準をベースに質改善を加えて設定



※ 上記の図は、現行の財政構造と、新制度の前提となる財政構造の違いを図示したものであり(1頁参照)、実際の施設型給付は質改善が反映されたものとなる(2頁参照)

私立幼稚園の財政構造の変化(4)(地方単独事業の位置づけのイメージ)

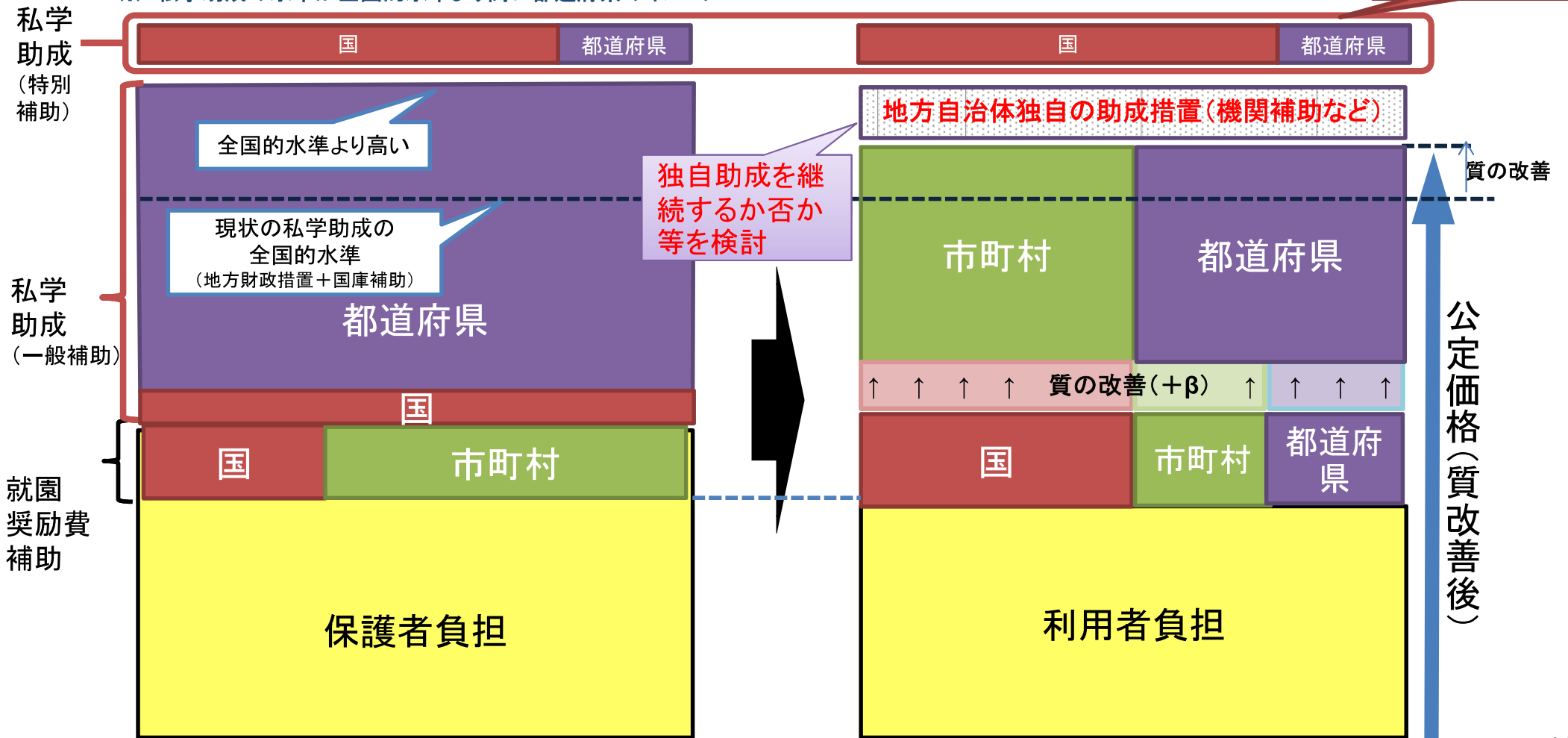
- 新制度移行後も、各都道府県等の私立学校教育の振興の考え方にに基づき、独自に助成を行うことは可能。
- 私立幼稚園が、新制度移行後の施設型給付や補助の総額を見込むことを可能とする観点から、特に、私学助成の水準が国庫補助や地方財政措置により制度的に保障している水準よりも高い都道府県においては、消費税財源を活用して社会保障・税一体改革のなかで少子化対策を充実することとされていることも踏まえ、新制度に移行する私立幼稚園についても、引き続き、私学振興を目的とした地方自治体独自の上乘せ分等の助成を実施するか否か等を検討し、できるだけ早く、助成措置の方針や内容を公表して頂きたい。

私学助成(特別補助)は基本的に新制度移行園についても継続予定

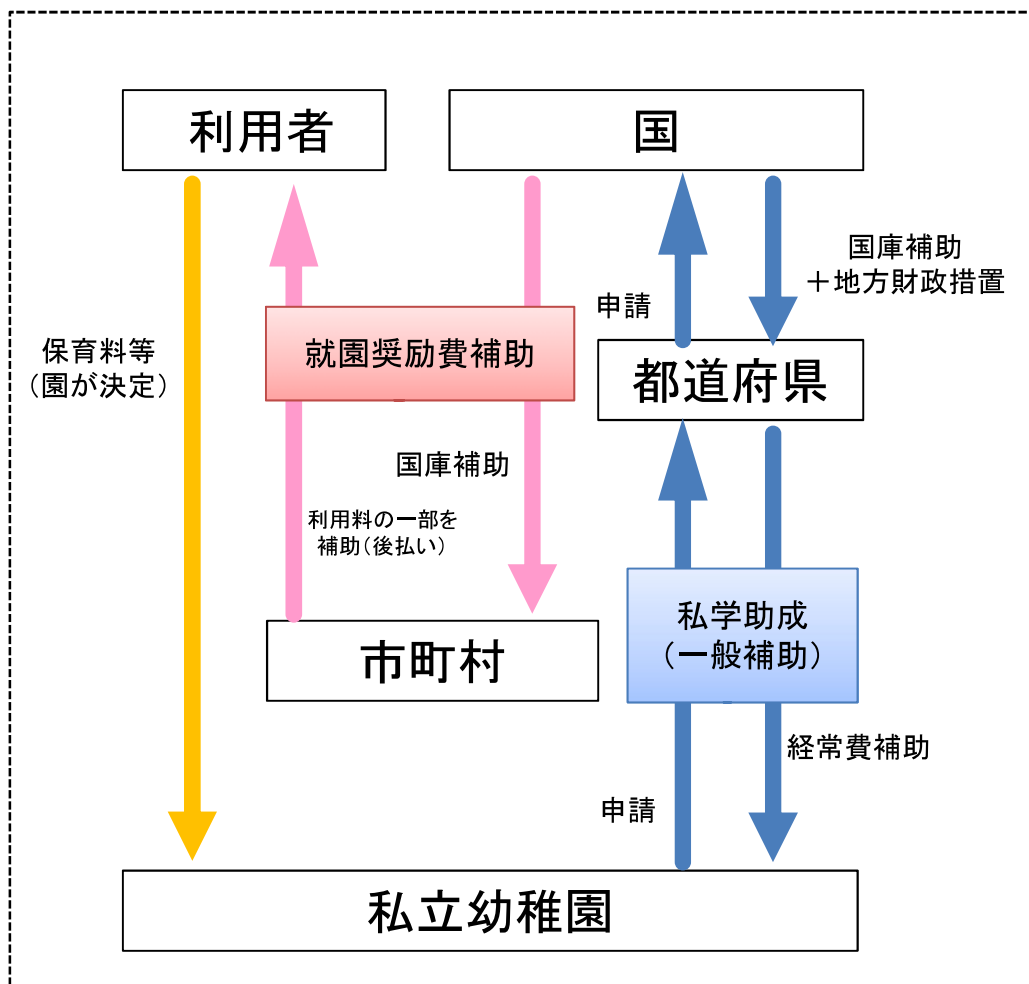
現状(私学助成等)

新制度の施設型給付

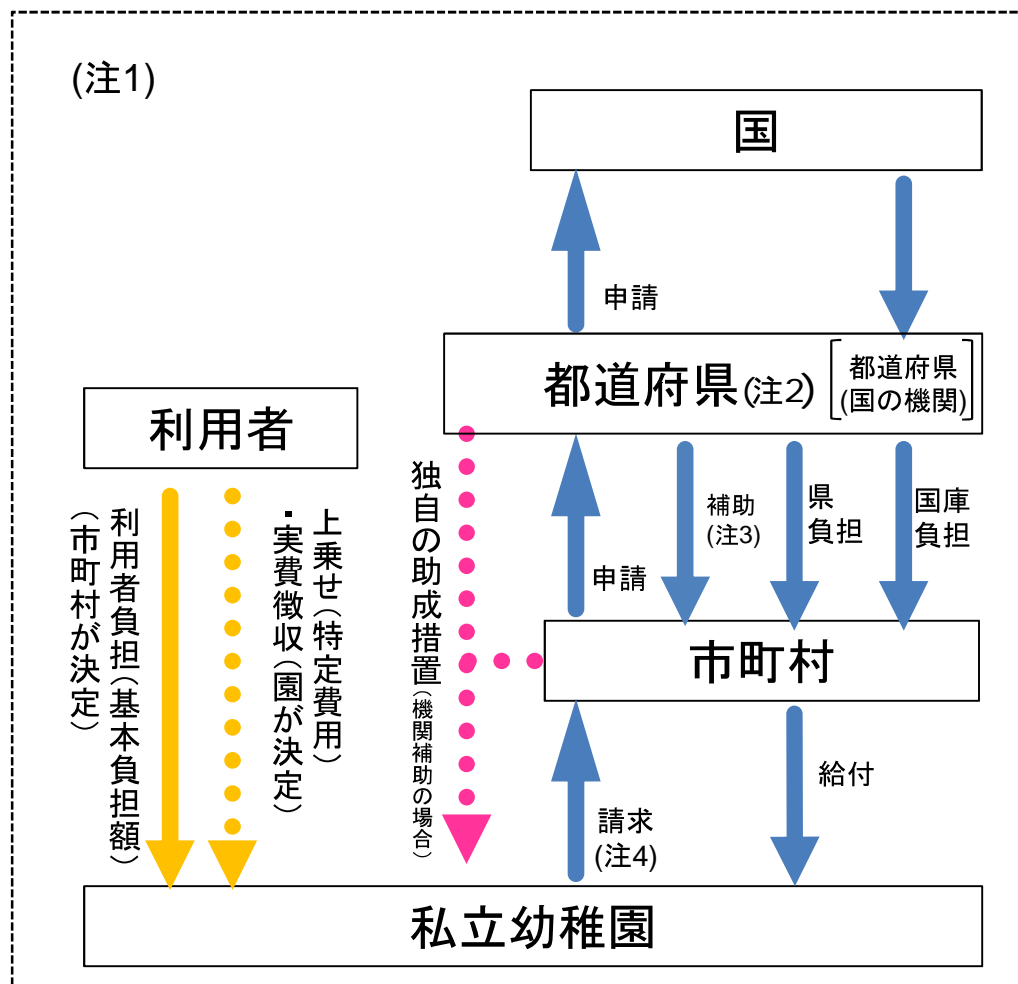
※ 私学助成の水準が全国的水準より高い都道府県のイメージ



現状(私学助成・就園奨励費等)



新制度(施設型給付)



(注1) 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び「会計法・予算決算及び会計令」に基づく委任事務に関して、都道府県から同意を得た場合を想定して作成している。

(注2) 都道府県は、都道府県負担分(=施設型給付の公定価格の66%から国基準の利用者負担を除いた額の1/4)を負担し、施設型給付の公定価格の34%の1/2を市町村に補助する。(負担と補助を予算上一体として交付することも可能)

(注3) 地方単独費用部分

(注4) 私立幼稚園は、園児が居住する市町村ごとに施設型給付の請求を行う。

(注5) 私学助成のうち、一般補助のうち的一种免許状、財務状況改善や特別補助(子育て支援(預かり保育)、特別支援など)については、引き続き、私学助成の対象とする方向で検討中。

財政支援・私学助成関係FAQ(抜粋)その1

平成26年9月版 自治体向けFAQ【第3版】より

○教育標準時間認定子どもに係る施設型給付費に係る経過措置

<p>教育標準時間認定子どもに係る公定価格の中で給付の地方単独費用部分の対象となる加算はどれですか。あるいは、基本分単価、加算単価ともに一定の割合により国庫負担対象額と地方単独費用部分とで費用分担するのですか。</p>	<p>全国統一費用部分及び地方単独費用部分の性格を踏まえながら、実際の算定実務への影響を極力小さくする観点から、基本的には、1号給付に係る公定価格の総額に対する一定の割合により国庫負担対象額を設定し、利用者負担額を控除した額を国1/2、都道府県1/4により財政負担する方向で、関係省庁と調整を進めています。</p>
<p>地方単独費用部分に係る市町村負担・都道府県補助に係る割合はどうなりますか。また、地方自治体負担分に係る交付税措置はどうなりますか。</p>	<p>本則における市町村と都道府県の費用負担(1:1)を踏まえ、経過措置である地方単独費用部分についても、市町村実質負担:都道府県補助=1:1の割合とする方向で関係省庁と調整を進めています。こうした考えのもと、交付税措置について、総務省と調整して予算編成過程で決定することとなります。</p>

財政支援・私学助成関係FAQ(抜粋)その2

平成26年9月版 自治体向けFAQ【第3版】より

○現行制度に残る施設の私学助成の取扱い

<p>現行の私立幼稚園(施設型給付を受けない幼稚園)に対する国の私学助成は、新制度施行後にどうなるのですか。</p>	<p>新制度に入らない幼稚園に対する財政支援は、現行どおり、私学助成及び保護者への就園奨励費補助で行うこととなります。国は、各都道府県が私立幼稚園に補助した場合、その一部を補助するという性質上、都道府県が私学助成を行うことが前提となりますが、国としては、施設型給付を受けない幼稚園には、引き続き私学助成により支援していく方針です。</p> <p>これらの財政支援の水準については、子ども・子育て関連3法案に対する国会の附帯決議で「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする」とされていることも踏まえ、これらの財政支援の充実に努めていくこととしています。なお、国の消費税増収分は新制度を含めた社会保障4経費に充てることとされていますが、私学助成や就園奨励費補助はこの対象になっていません。</p>
--	---

○新制度に移行する施設の私学助成の取扱い

<p>新制度に移行する私立幼稚園や認定子ども園に対する新制度の私学助成・就園奨励費は、新制度の施行後にどのように変わるのですか。</p>	<p>私学助成の一般補助は基本的に実施しない予定ですが、国のメニューのうち一種免許状の保有の促進と財務状況の改善の支援については、引き続き実施する方向で検討していきます。</p> <p>また、特別補助については、国のメニューとしては、幼稚園特別支援教育経費支援と教育の質の向上を図る学校支援経費支援を引き続き実施する予定です。預かり保育推進事業については、市町村の一時預かり事業が円滑に実施されない特別の事情がある場合の過渡的な措置として実施する方向で検討していきます。</p> <p>また、就園奨励費補助事業は実施しない予定です。</p>
--	--

財政支援・私学助成関係FAQ(抜粋)その3

平成26年9月版 自治体向けFAQ【第3版】より

○単独補助

認定こども園・施設型給付を受ける幼稚園に対して都道府県や市町村が私学助成や給付の上乗せを行うことに問題はないでしょうか。

各都道府県や各市町村としての私立学校教育の振興の考え方に基づいて独自に助成を行うことは可能です(教育基本法第8条参照)。現行の私学助成の水準が都道府県により格差があることなども踏まえ、必要に応じて、新制度に移行する園も含め、地方自治体独自の助成措置を検討することが考えられます。

この場合の助成方式としては、市町村による施設型給付の支給とは別に、都道府県が独自に、現行同様、幼稚園への団体補助(機関補助)として私学助成を行う方式や、同様に、市町村が幼稚園への団体補助(機関補助)として独自に補助を行う(市町村の補助に対し都道府県がその経費の一部を補助することもあり得る)方式が考えられます。

なお、市町村が、個人給付である施設型給付として、国の設定する公定価格を上回る給付(単価の上乗せ、独自の加算項目などを設定)を行う方式も考えられます(ただし、当該上回る給付部分に係る子ども・子育て支援法による都道府県による補助について、市町村と都道府県で協議が必要)が、施設・市町村の双方にとって、給付実績や審査等の多大な事務負担増となることや、特に広域利用の施設については施設から市町村、市町村から国・都道府県への請求に過誤のないよう注意を要することに留意が必要と考えます。

4. 幼兒教育無償化

「幼児教育無償化」について

平成26年7月23日
幼児教育無償化に関する
関係閣僚・与党実務者連絡会議

- 幼児教育無償化は、幼児教育の重要性に鑑み、低所得世帯を含むすべての子供に質の高い幼児教育を保障することを目指すものであり、「経済財政運営と改革の基本方針2014について」(平成26年6月24日閣議決定)、「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月14日閣議決定)においても「財源を確保しながら段階的に進める」等とされている重要課題である。
- このため、今年度(平成26年度)に引き続き、平成27年度においても、昨年6月に本連絡会議で取りまとめた基本方向を踏まえ、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、5歳児から段階的に無償化に向けた取組を進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討することとする。

「幼児教育無償化」について

平成25年6月6日
幼児教育無償化に関する
関係閣僚・与党実務者連絡会議

幼児教育無償化に関する今後の取組の基本方向は、下記のとおりとする。

記

幼児教育無償化は、「すべての子どもに質の高い幼児教育を保障すること」を目指すものである。

この基本的考え方を踏まえ、以下の方針に基づき、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、まずは「5歳児」を対象として無償化を実現することを視野に置いて、平成26年度から「段階的」に取り組むものとする。

- (1) 幼児教育無償化に関する「環境整備」として、すべての子どもに対して、質の高い幼児教育を受ける機会の確保を図る必要がある。このため、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることを視野に置いて、幼稚園と保育所の「負担の平準化」や「未就園児への対応」の観点から踏まえ、平成26年度から低所得世帯・多子世帯の負担軽減など無償化へ向けて取り組むとともに、「待機児童解消加速化プラン」を推進し、平成29年度末までに保育所の待機児童の解消を目指す。また、「幼児教育の質の向上」の観点から、「5歳児」について幼児教育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続を確保する取組を着実に進め、これらにより、「5歳児」について無償化を行う「環境整備」を行うものとする。
- (2) 幼児教育無償化に関する「財源確保」に関しては、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすること等諸般の状況を踏まえながら、幼児教育の更なる質の向上を図る観点から、新たな財源の確保方策について検討を行うものとする。
- (3) 上記(1)、(2)の状況を踏まえ、3歳児から5歳児のうち、まずは5歳児を前提として、どのような対象・方法とすることが適切かどうかを総合的に検討し、無償化措置を図るものとする。

幼児教育の段階的無償化に追加的に必要となる公費の推計

推定年収	全員(3歳～5歳児)	5歳児のみ
270万円未満まで	124億円 約28.4万人 (9.7%)	45億円 約9.8万人 (3.3%) 5歳児全体に占める割合 (9.7%)
360万円未満まで	729億円 約66.8万人 (22.9%)	244億円 約22.8万人 (7.8%) 5歳児全体に占める割合 (22.6%)
680万円未満まで	3,898億円 約203.5万人 (69.6%)	1,273億円 約69.4万人 (23.8%) 5歳児全体に占める割合 (68.7%)
680万円以上	7,445億円 約283.9万人 (97.2%)	2,797億円 約99.4万人 (34.0%) 5歳児全体に占める割合 (98.4%)

※私立幼稚園の新制度への移行率を0割とした場合の試算

※園児数、所要額は低所得階層からの累積額

全体 合計 約292.2万人 (100%)
 (内すでに無償となっている人数) 約8.3万人 (2.8%)

幼児教育を無償化する場合の年齢別所要額（推計）

（単位：億円）

	公立幼稚園	私立幼稚園	公立保育所	私立保育所	合計
3歳児	約30	約990	約650	約970	約2,650
4歳児	約80	約1,140	約640	約720	約2,590
5歳児	約100	約1,170	約630	約710	約2,610
合計	約220	約3,300	約1,920	約2,400	約7,840

- ※ 平成25年度政府予算ベースで推計した追加公費について、年齢別人数比（平成25年度予算ベース）を基に算定。
- ※ 保育所の4歳以上児の内訳は、平成23年度社会福祉施設等調査の4歳児・5歳児の割合を乗じて算定。
- ※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。